

大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成27年9月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第20号

大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する等の条例

(大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第1条 大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年大和市条例第22号)は、廃止する。

(大和市印鑑条例の一部改正)

第2条 大和市印鑑条例(昭和51年大和市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同条第1項を次のように改める。

この条例の規定により印鑑登録をした者は、その本人からの申出により、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)に市長が別に定める自動交付機による印鑑登録証明書の交付を受けるサービスを利用するための認証機能(以下「認証機能」という。)の付加を受けることができる。

第18条第2項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同条第3項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、「又は電子計算組織に接続された専用の端末機」を削り、「差し込み」を「認証させ」に改める。

(大和市手数料条例の一部改正)

第3条 大和市手数料条例(昭和26年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表家庭污水等のくみ取り関係の表の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係

番号	名称	区分	金額
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個	1枚につき	500円

	人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条の規定に基づく通知カードの再交付手数料		
--	---	--	--

第4条 大和市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の表中「平成26年総務省令第85号」の次に「。以下この表において「省令」という。」を加え、同表に次のように加える。

2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条の規定に基づく返納後の個人番号カードの再交付手数料又は省令第28条の規定に基づく個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
---	--	-------	------

別表住民基本台帳法第30条の44関係の表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条の規定は平成27年10月5日から、附則第3項及び第4項の規定は平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条第1項の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項の規定により交付を受けている住民基本台帳カードの利用については、第1条の規定による廃止前の大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正前の大和市印鑑条例（以下「旧大和市印鑑条例」という。）第18条の規定は、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期限の日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例第1条及び旧大和市印鑑条例第18条第1項中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条第1項の規定による改正前の住民基本台帳法」と、旧大和市印鑑条例第18条第1項中「大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例」とあるのは「大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する等の条例（平成27年大和市条例第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例」と、同条例第3項中「差し込み」とあるのは「認証させ」と読み替えるものとする。

（旧大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる」を「市長が別に定める自動交付機を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条例第2項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改める。

第3条中「前条第1項各号に掲げる」を「前条第1項の」に改める。

第4条第1項及び第5条中「第2条第1項各号に掲げる」を「第2条第1項の」に改める。

（旧大和市印鑑条例の一部改正）

- 4 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧大和市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第2条第1項各号に掲げる」を「第2条第1項の」に改め、同条例第3項中「又は電子計算組織に接続された専用の端末機」を削る。